

志木市環境市民会議設置要綱

平成10年4月1日
制 定

第1 設置

志木市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び推進にあたり、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるため、志木市環境市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画案の策定に関すること
- (2) 基本計画の推進に関すること
- (3) 自然保全再生計画の進行・管理及び公共事業の検証・評価に関すること
- (4) その他、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

第3 組織

会議は、20人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

第4 任期

委員の任期は、委嘱の日から基本計画が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 会議

会議は、委員長が招集し、議長となる。

第7 部会

所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて会議に部会を設置することができる。

第8 庶務

会議の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。